

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 一〇十三（略） 十四 ビダラビン 十五〇二十一（略）</p> <p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百四十九（略） 百五十 トロキシピド 百五十一〇二百五十五（略）</p>	<p>別表第一 一〇十三（略） （新設） 十四〇二十（略）</p> <p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百四十九（略） （新設） 百五十〇二百五十四（略）</p>